



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

人の動き

8月末現在 (前月比)

人口：4,571人 (+ 3)
 男：2,200人 (- 3)
 女：2,371人 (+ 6)
 世帯数：2,093世帯 (+ 6)

救急・火災

令和5年1月～8月末

救急：184件
 火災：3件

くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています



LINE ライン



ホームページ



サポートメール @防災くねっぶ



Facebook フェイスブック



X (旧 Twitter) エックス



マイ広報紙



子育てアプリ 母子モ

秋のすずらん無料法律相談を開催

このようなことでお困りではありませんか？

- ・お金を貸したのに返ってこない
- ・親が認知症となり、自分で財産管理ができなくなってきた
- ・離婚の際に約束した財産分与、慰謝料、養育費がもらえていない
- ・心当たりのない請求書が届いた など

「秋のすずらん無料法律相談」は、釧路弁護士会が主催する無料の法律相談で、弁護士の存在をより身近に感じてもらえるようにと、弁護士事務所のない地域において実施しています。本町でも、次のとおり開設されますので気軽にご相談ください。

相談するだけで解決できる悩みもあります。弁護士と顔を合わせて、問題やトラブルを整理することで解決策が見えてきます。ぜひこの機会に相談してみませんか。

- と き 10月18日(水) 14時～16時30分
- ところ 町公民館農事研修室
- 担当弁護士 佐藤信孝弁護士 (北見市)
- ※相談は無料ですが、予約制です。10月16日(月)までにお申し込みください。
- 申込み 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

困ったら一人で悩まず「特設行政相談所」

行政相談委員は、毎日の暮らしの中で生じる、国や特殊法人への苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付けています。

皆さんの意見・要望などを、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員がお聞きして解決を図ります。

相談は無料で、秘密は固く守られます。電話でも受け付けますので、気軽にご相談ください。

- このようなことはありませんか
- ・困りごとがあるが、どこに相談して良いか分からない
- ・役場の説明や事務の取り扱いに納得できない
- ・制度や仕組みを教えてほしい など
- と き 10月20日(金) 13時30分～15時30分
- ところ 役場相談室2 (町民課横)
- 相談委員 行政相談委員 清井久美子さん (西富)
- 問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に係るものに限ります)も納付することができます。

- と き 10月11日(水)・11月8日(水) 17時30分～20時
- ところ 町民課窓口
- 問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

国保税の第5期納期限は10月31日

国保税第5期分の納期限は、10月31日(火)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

なお、納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

- 問合せ 町民課税窓口 (☎ 47-2193)

10月は不正軽油防止強化月間

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜたり、軽油以外の石油製品から軽油を密造したものなどをいい、これらを製造・販売・使用することは、脱税行為であるのみならず、大気汚染や硫酸ピッチ(不正軽油の製造に伴い、生成される副産物)の不法投棄にもつながるなど、私たちの健康に重大な影響を与える悪質な犯罪です。

道では、不正軽油撲滅に向けて関係機関と連携し、取り締まりをさらに強化します。

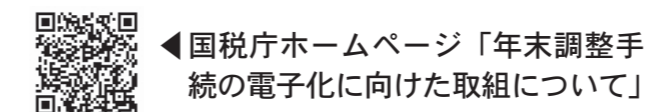
「不正軽油」について情報がありましたら、下記にご連絡ください。

- ・不正軽油ストップ110番 (フリーアクセス ☎ 0800-8002-110)
- ・オホーツク総合振興局北見道税事務所 (北見市青葉町6番6号 ☎ 25-8684)

年末調整の電子化のお知らせ

生命保険料控除などの控除証明書などについて電子データによる提供が可能となります。

国税庁が提供する「年調ソフト」から控除証明書の電子データの取り込みや控除証明書のデータ作成ができます。各アプリストアや国税庁ホームページからご利用ください。



◀ 国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」

- 問合せ 北見税務署 (☎ 23-7151)

水道の使用開始と中止の届け出を

営農用などを目的に散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。

使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要です。直接役場上下水道課窓口で手続きを行うか、電話での手続きも受け付けていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も届け出が必要です。忘れずに行ってください。

- 問合せ 上下水道課業務係 (☎ 47-2118)

農家地区の水洗化事業希望を受け付け

町では、農家地区のし尿と台所・風呂・洗濯水などの生活雑排水を処理するため、各家庭に合併浄化槽を設置する「個別排水処理施設整備事業」を実施しています。

合併浄化槽の設置と維持管理は町が行いますが、浄化槽を利用される方には受益者分担金50万円と毎月の使用料のほか、浄化槽にかかる電気料金も利用者負担となります。

ほかに、トイレなどの改造費や浄化槽までの排水設備工事費、浄化槽設置に支障となる庭木などの移設や既存の単独浄化槽の撤去費用などは、利用者の負担となります。

- 申込期限 10月31日(火)
- 申込み 令和6年度に設置を希望される方は、お問い合わせください
- ※申し込み用紙は上下水道課にあります。

- 問合せ 上下水道課下水道係 (☎ 47-2118)

狩猟期間中の道有林への入林自粛のお願い

エゾシカ狩猟期間中(地域により異なりますが、10月1日から3月31日まで)は、多くの狩猟者が道有林へ入林します。

狩猟に伴う事故防止のため、この期間は狩猟目的以外での入林は控えるようお願いいたします。

エゾシカによる森林被害を低減するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 問合せ 北海道水産林務部森林環境局道有林課道有林管理係 (☎ 011-204-5519)